

被扶養者資格確認 Q & A

項目

1 全般

- Q1 資格確認の目的
- Q2 資格確認の実施方法が変わったのですか。
- Q3 W e b 審査による資格確認はどのように行うのですか
- Q4 資格確認専用サイト（M Y H E A L T H W E B）にアクセスできません

2 収入確認書類

- Q5 所得証明書上、給与収入が少額でも給与明細書は必要か
- Q6 給与明細書を提出しているのに所得証明書を提出するのはなぜか

3 夫婦共同扶養

- Q7 夫婦共同扶養に該当するのはどのような場合か

4 収入関係

- Q8 収入に含める年金等は、どのようなものがあるか
- Q9 所得証明書に記載されない給与（就労支援施設での工賃等）の取扱い
- Q10 日本学術振興会から支給される研究奨励金の取扱い
- Q11 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増により収入限度額を超過した場合の取扱い
- Q12 給与収入と固定的収入（年金収入等）がある者の取扱い
- Q13 事業収入があるとき収入額から控除することができる経費について

5 その他

- Q14 別居している被扶養者への送金額について
- Q15 被扶養者が施設に入所した場合、継続して被扶養者とすることができるか
- Q16 被扶養者の配偶者の収入を確認する理由

1 全般

Q1 資格確認の目的は何ですか。

健康保険の保険者は、加入者の資格、被扶養者の資格を確認することとなっています。

公立学校共済組合愛知支部では、給付事業等の適正な執行をするため、毎年度、被扶養者の認定状況の確認を実施しています。

Q2 資格確認の実施方法が変わったのですか。

昨年度までの資格確認は、資格確認対象である被扶養者の収入等について、所得証明書等の必要書類を定められた期日までに提出していただくことにより実施していましたが、今年度からは、従来の紙書類提出方式ではなく、組合員が個別で操作するWeb審査方式により資格確認を実施します。

Q3 Web審査による資格確認はどのように行うのですか。

資格確認の対象者である被扶養者がいる組合員に対し、令和8年7月中旬に所属所経由で被扶養者資格確認の案内（リーフレット）が届きますので、そのリーフレットに記載されたQRコードから資格確認専用サイト（MY HEALTH WEB）にアクセスしていただき、資格確認を行ってください。

詳細につきましては、令和8年7月中旬に配付される上記案内（リーフレット）を御確認ください。

Q4 資格確認専用サイト（MY HEALTH WEB）にアクセスできません。

御使用端末のネットワーク制限等によりページが表示されない場合があります。

その場合は、別の端末で実施していただくか、MY HEALTH WEBヘルプデスクへ御連絡ください。

ヘルプデスク電話番号 050-5830-5175

（土日祝除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

※開設日：令和8年7月21日（火）～

2 収入確認書類

Q5 所得証明書上、給与収入が少額でも給与明細書の確認は必要ですか。

所得証明書に記載されている給与収入は、前年1月から12月の収入のため、年の途中から働き始めた方等は少額となります。被扶養者資格確認においては、今年6月までの収入の確認を行うため、所得証明書の金額が少額であっても給与明細書の確認は必要です。

また、被扶養者の基準月額（108,334円）を超えていないかの確認のためにも、毎月の給与明細書が必要です。

Q6 給与明細書で収入の確認をしているのに併せて所得証明書も確認するのはなぜですか。

所得証明書により認定基準額である年額130万円（又は180万円）を超えていないかを確認するとともに、収入の種類（給与収入、年金収入、事業収入等）を確認しています。

3 夫婦共同扶養

Q7 夫婦共同扶養に該当するのはどのようなときですか。

「夫婦が共同して扶養している」とは、対象となる者（姻族も含む）が夫婦と同一世帯にあり、その生計を夫婦の収入により維持している状況をいいます。

ただし、子については、同居、別居を問わず夫婦が共同して扶養しているものとします。

1 夫婦どちらの被扶養者となるか

(1) 夫婦が共同扶養しているときに、夫婦いずれの被扶養者とするかを判断する基準は、次の3点です。

ア 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とすることを原則とする。

イ 夫婦双方の年間収入が、同程度である場合（※）は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

（※）公立学校共済組合では、前年分の年間収入で比較し、多い方の1割以内の差であるとき同程度として取り扱う。

ウ 夫婦の双方又は一方が共済組合の組合員であって、その被扶養者に関し、扶養手当が支給されているときは、支給を受けている者の被扶養者とすることができる。

(2) 夫婦がともに組合員であるときは次のとおりです。

ア 扶養手当が支給されている者は、支給を受けている方の被扶養者とする。

イ 扶養手当が支給されていない者は、申告があった方の被扶養者とする。

2 夫婦共同扶養の事例

夫婦と妻の母が同一世帯で、会社員である夫の年収が600万円、組合員である妻の年収が500万円のとき、組合員が母に対する扶養手当を受給していれば組合員の被扶養者となり、扶養手当を受給していなければ、夫の被扶養者となります。

4 収入関係

Q8 収入に含める年金等は、どのようなものがありますか？

公的、私的に関わらず、受給しているすべての年金が収入に含まれます。

【見落としやすい年金等の例】

- ・ 障害年金、遺族年金（非課税年金等、所得証明書に記載されない年金）
- ・ 厚生年金基金の年金、企業年金
- ・ 公務災害、労働災害による補償年金
- ・ 生命保険契約等に基づく個人年金、貯蓄型の個人年金（財産形成貯蓄など）
- ・ 扶助料（公的年金を受給しない障害者（児）への手当）

Q9 所得証明書に記載されない給与（就労支援施設での工賃等）の取扱い

所得証明書に記載されなくとも給与であり、収入となります。

Q10 日本学術振興会から支給される研究奨励金の取扱い

日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金は支給の性質上生活補助的な面もある

ので恒常的な収入に該当します。

ただし、一般的な奨学金（日本学生支援機構）は収入には該当しません。

Q11 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増により、収入限度額（年収 130 万円又は 180 万円）を超過した場合の取扱い

人手不足による労働時間延長等に伴い一時的な収入増があった場合に、一定の条件を満たせば収入限度額を超過しても引続き被扶養者として認定が可能です。

上記に該当し被扶養者の認定継続を希望する場合は、Web 審査上で「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」をダウンロードし、書類作成のうえアップロードが必要です。

なお、アップロードの際は事前に「**事業主の証明による被扶養者認定 Q&A**」※をご確認いただき、該当する場合のみ提出することになります。

※公立学校共済組合愛知支部の公式 HP を参照。



愛知支部トップページ-手続きナビ-組合員資格・年金の手続き
-扶養に関する手続き-被扶養者の一時的な収入変動による収入
限度額(年収の壁)の超過について

Q12 給与収入と固定的収入（年金収入等）がある者の取扱い

被扶養者に給与収入と固定的収入（年金収入等）の両方がある場合、本来の収入基準額である 130 万円（又は 180 万円）から固定的収入の額を差し引き、残った額が他の収入基準額となります。

【例：年金収入が 120 万円ある場合】

- ・ 180 万円-120 万円=60 万円 ← 固定的収入以外の年収基準額
- ・ 60 万円÷12 か月=5 万円 ← 固定的収入以外の月収基準額（3 か月超過の基準額）

この場合、他にアルバイト等の給与収入があるとすると、年額が 60 万円、月額が 5 万円という基準になります。

Q13 事業収入があるとき収入額から控除することができる経費は何ですか？

扶養認定における所得は、所得税法上の所得金額の計算に関係なく、事業収入を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費に限りその実額を控除することができます。

ただし、事業内容によっては以下とは異なる場合もあります。

① 控除できる経費の例

仕入原価、荷造運賃、給与賃金、種苗（素畜）費、肥料（飼料）費、作業用衣料費、農具費、雇入費、農薬・衛生費、外注工賃

② 家事関連部分と明確に分けることができるものに限り控除できる経費の例

修繕費、管理費、通信旅費研修費、旅費交通費、動力光熱費、光熱水費、通信費、地代家賃、消耗品費、車両費、リース料

③ 控除できない経費の例

租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、支払利息、貸倒金、貸倒引当金、青色申告控除額、農業共済費、土地改良費、廃棄損、利子割引料、新聞図書費、会議費、雑費、手数料、借入金利子、専従者給与

5 その他

Q14 別居している被扶養者への送金額の考え方について教えてください。

組合員が送金する金額が、被扶養者の収入額（組合員以外の者の送金を含む）の3分の1（33%）以上であることが要件となります。

なお、組合員以外の者の送金もある場合、組合員の送金額が一番多いことが必要です。

また、別居している被扶養者に同居者がいる場合は、同居者の収入の確認も必要です。（同居者が被扶養者の場合は収入に含めません。）

【具体例】被扶養者の年金収入	70 万円
組合員の送金・負担額	190 万円
その他の者の送金等	80 万円
合計	340 万円

$190 \div 340 \div 0.56 \rightarrow 3 \text{ 分の } 1 \text{ 以上である}$

Q15 施設に入所した場合、継続して被扶養者とすることができますか？

特別養護老人ホーム・障害者等授産施設などに入居したときは、組合員の費用負担があれば、生計維持関係があるものとみなし、継続して被扶養者とすることができます。

Q16 被扶養者の配偶者の収入を確認する理由は何ですか？

扶養義務がある他の親族の収入が多いときは、被扶養者とすることができないからです。

資格確認においては、被扶養者に配偶者がいて、一定の収入があると見込まれるときに主たる生計維持者の判断を行うため、確認をしています。